うなぎの稚魚の密輸出に係る取締りについて

平成19年11月30日財関第1595号

標記の件については、「うなぎの稚魚の密輸出に係る取締りについて」（平成18年11月29日財関第1467号）に基づき、密輸出の徹底した取締りを図るよう周知しているところであるが、例年、うなぎの稚魚を密輸出しようとする事犯が散見されることから、税関においては、不正輸出がなされることのないよう下記により、一層厳正な取締りを行うようあらためて徹底ありたい。

記

1．輸出通関等における取締りの徹底

うなぎの稚魚の輪出については、輸出貿易管理令に基づき、年間を通じて経済産業大臣の承認が必要とされ、特に12月1日から翌4月30日までの間は、当該承認は行わないこととされている。税関においては、厳重な審査及び検査を行うなど、うなぎの稚魚の密輸出に係る取締りを一層強化することとし、特に、香港、台湾及び中国への航空機旅客の携帯品や商業貨物における品名詐称による密輸出に対する取締りを徹底するとともに、漁船やフェリーに対する取締りも一層徹底すること。

2．関係省庁等との緊密な連携

税関においては、賄係機関との緊密な情報交換及び連携、並びに通関業者、空港警備会社、船会社、漁船関係係者等からの情報収集について、一層の充実に努めるとともに、収集した情報については、本省及び税関間での共有化を図ること。本省においては、水産庁をはじめ関係省庁等との情報交換を密にし、不正輸出に関する情報を入手した際は、税関に対して適時に通報する。

3．違法行為に対する厳正な処置

上記1及び2により水際取締りの徹底に努めるとともに、同種事犯の再発防止の観点等から、違法行為を認知した場合においては事件化を図り、深度ある犯則調査により実行行為者のみならず、背後関係等を含めた事実関係の徹底した解明に努めること。なお、処分にあたっては、犯則物件の没収を含め、厳正に対処すること。